

令和4年度市立四日市病院コンビニエンスストア運営事業者募集要項

1. 事業の概要

(1) 事業名称

令和4年度市立四日市病院コンビニエンスストア運営事業

(2) 事業目的

市立四日市病院（以下「病院」という。）において、日用品、飲食物等の販売を行うことにより、病院利用者等のサービス向上、職員の福利厚生の実現を図ることを目的とします。

(3) 事業概要

病院が指定する病院内の一部について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく、行政財産の貸付による契約を締結し、コンビニエンスストアの運営事業を行います。

(4) 事業実施場所

四日市市芝田二丁目2番37号 市立四日市病院内

(5) 事業期間

契約締結の日から令和16年8月31日まで

内訳）賃貸借期間およびコンビニエンスストア営業期間（予定）

ア 賃貸借期間は、令和5年8月1日から令和16年8月31日まで。

イ コンビニエンスストア営業期間（予定）および店舗の位置は、次のとおりとします。

なお、病院の改修工事の進捗等により各期間が変更になる場合があります。

- ・令和5年8月31日（営業開始日）から令和6年3月31日まで。

仮設プレハブハウス1階にて運営（以下「仮店舗」という。）

- ・令和6年4月1日（営業開始日）から令和16年8月31日（現状回復工事期間を含む）まで。

病院内1階にて運営（以下「本店舗」という。）

2. 運営事業者の決定方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選考を行います。提出書類の審査及びプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、評価基準に基づいて審査を行い、市立四日市病院コンビニエンスストア運営事業者（以下「運営事業者」という。）となる候補者を決定します。

3. 参加事業者の店舗運営形態および留意事項等

(1) プロポーザルへの参加事業者（以下「参加事業者」という。）は、次のとおりとします。

- ・仮店舗及び本店舗を一括して設置・運営できる者。

(2) 参加事業者の店舗運営の形態（以下「運営形態」という。）については、次のいずれかを認めるものとします。

- ・直営ブランドの店名及びロゴ等を使用し直接店舗運営する場合（以下「ブランド運営」という。また、ブランド運営を行うものを以下「ブランド店」という。）

- ・フランチャイズチェーン運営会社（以下「チェーン本部」という。）とのフランチャイズ契約により運営する場合（以下「フランチャイズ運営」という。また、フランチャイズ契約により店舗運営を行う者を以下「加盟店」という。）
- (3) 参加事業者の構成（以下、「参加構成」という。）は運営形態別に、次のとおりとなります。
- ブランド運営の場合
 - ・ブランド店の1者
 - フランチャイズ運営の場合
 - ・チェーン本部と加盟店の2者
 - ・チェーン本部の1者
 - ・加盟店の1者（但し、チェーン本部が明らかになっていることを条件とします。）
- (4) 参加に関する留意事項は次のとおりとします。
- ・1参加事業者は、他の参加事業者になることはできないものとします。
 - ・運営形態がフランチャイズ運営で、参加構成がチェーン本部と加盟店の2者の場合の賃貸借契約は病院とチェーン本部・加盟店の3者契約とします。

4. 参加資格要件

プロポーザルへの参加資格は運営形態別に、次に掲げる要件を満たす者とします。

- ブランド運営の場合
 - ・ブランド店 (1)～(7)の要件を満たす者
- フランチャイズ運営の場合
 - (参加構成 チェーン本部及び加盟店の2者)
 - ・チェーン本部 (1)～(7)の要件を満たす者
 - ・加盟店 (2)～(7)の要件を満たす者
 - (参加構成 チェーン本部の1者)
 - ・チェーン本部 (1)～(7)の要件を満たす者
 - (参加構成 加盟店の1者)
 - ・加盟店 (1)～(7)の要件を満たす者

- (1) 参加資格確認申請書の提出時点で、国内の300床以上の病院内において運営しているコンビニエンスストアの店舗が5店舗以上（フランチャイズ運営による実績も可）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号の規定に該当しない者であること。

- (7) 本事業を運営するにあたり、必要とされる食品衛生法等の関係法令に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、応募の時点でそれらを有する者であること。又は、営業開始までに確実に取得する見込があること。

5. 運営に関する仕様

別紙「令和4年度市立四日市病院コンビニエンスストア運営事業者募集仕様書」のとおり
 ※この仕様の内容は、契約の一部となるものとします。

6. 選考スケジュール

令和4年12月5日(月)～令和4年12月12日(月)	参加資格要件についての質問受付期間
令和4年12月5日(月)～令和4年12月13日(火)	企画提案書についての質問受付期間
令和4年12月5日(月)～令和4年12月20日(火)	参加申請書受付期間
令和4年12月15日(木) 午後	参加資格要件についての質問への回答
令和4年12月16日(金) 午後	企画提案書についての質問への回答
令和4年12月23日(金)	参加資格結果通知
令和5年1月11日(水)	参加資格不合格者説明要求期限
令和5年1月23日(月)～令和5年1月27日(金)	企画提案書受付期間
令和5年2月12日(日)	プレゼンテーション・ヒアリング
令和5年2月14日(火)	最終選考結果通知

7. 募集要項等の公表

(1) 期間・方法

令和4年11月21日(月)から市立四日市病院ホームページによる

(2) 内容

- ・市立四日市病院コンビニエンスストア運営事業者募集要項
- ・市立四日市病院コンビニエンスストア運営事業者募集仕様書
- ・市立四日市病院コンビニエンスストア運営事業企画提案項目
- ・市立四日市病院コンビニエンスストア運営事業者選考評価表
- ・市立四日市病院1階平面図兼仮設プレハブハウス配置図(別図1-1)、別図1-2、別図2
- ・本店舗レイアウト提案注意事項、仮店舗注意事項

8. 質問の受付および回答

(1) 参加資格要件について

令和4年12月5日(月)から令和4年12月12日(月)午後5時までに質問内容を簡潔にまとめて、電子メールにて市立四日市病院総務課(byouinsoumu@city.yokkaichi.mie.jp)まで送信し、送信後に必ず受信の確認を行ってくだ

さい。（口頭での質問には応じません。）

回答は、令和4年12月15日（木）午後に市立四日市病院ホームページで公開するとともに市立四日市病院総務課にて供覧します。

(2) 企画提案書について

令和4年12月5日（月）から令和4年12月13日（火）午後5時までに、所定の質問書（様式2）に質問内容を簡潔にまとめて、電子メールにて市立四日市病院総務課（byouinsoumu@city.yokkaichi.mie.jp）まで送信し、送信後に必ず受信の確認を行ってください。（口頭での質問には応じません。）

回答は、令和4年12月16日（金）午後に市立四日市病院ホームページで公開するとともに市立四日市病院総務課にて供覧します。

9. 参加申込

提出期間 令和4年12月5日（月）から令和4年12月20日（火）
（土・日・祝日を除く）

午前9時から午後5時（最終日は午後4時まで）

提出場所 市立四日市病院 2階 総務課（直接持参による）

提出部数 1部

提出書類 次の(1)～(2)

(1) 参加資格確認申請書（様式1-1）

(2) 国内病院店舗運営状況書（様式1-2）

※現在、国内の300床以上の病院内において営業しているコンビニエンスストア店舗の賃貸借契約書の写等、病院内で店舗運営していることが確認できるものを添付してください。

なお、運営形態別に提出書類の対象者は次のとおりとします。

●ブランド運営の場合

・ブランド店の1者

●フランチャイズ運営の場合

（参加構成 チェーン本部及び加盟店の2者、又は、チェーン本部の1者）

・チェーン本部の1者

（参加構成 加盟店の1者）

・加盟店の1者

10. 参加資格結果通知

令和4年12月23日（金）書面により通知します。参加資格がないと認められた場合には、令和5年1月11日（水）までに書面によりその理由の説明を求めることができます。理由の説明は、令和5年1月16日（月）までに書面で行います。

11. 企画提案書

提出期間 令和5年1月23日（月）から令和5年1月27日（金）

午前9時から午後5時（最終日は午後4時）

提出場所 市立四日市病院 2階 総務課（直接持参による）

- 提出部数 1案とし、正本1部、副本13部（合計14部）
- 提出書類
- (1) 企画提案書表紙……………様式3-1
 - (2) 会社の状況……………様式3-2
 - (3) 本社（ブランド店又はチェーン本部）
の運営・支援体制-1……………様式4-1
 - (4) 本社（ブランド店又はチェーン本部）
の運営・支援体制-2……………様式4-2
 - (5) 本社（ブランド店又はチェーン本部）
の運営・支援体制-3……………様式4-3
 - (6) 店舗の運営体制-1……………様式5-1
 - (7) 店舗の運営体制-2……………様式5-2
 - (8) 店舗の運営体制-3……………様式5-3
 - (9) 店舗の具体的な提案-1……………様式6-1
 - (10) 店舗の具体的な提案-2……………様式6-2
 - (11) 店舗の具体的な提案-3……………様式6-3
 - (12) 店舗の具体的な提案-4……………様式6-4
 - (13) 店舗の具体的な提案-5……………様式6-5
 - (14) 店舗の具体的な提案-6……………様式6-6
 - (15) 店舗の具体的な提案-7……………様式6-7
 - (16) 店舗の具体的な提案-8……………様式6-8
 - (17) 実績・経営-1……………様式7-1
 - (18) 実績・経営-2……………様式7-2
 - (19) 実績・経営-3……………様式7-3
 - (20) 実績・経営-4……………様式7-4
 - (21) プレゼンテーション用資料
(プレゼンテーション用ソフトによるプレゼンテーションを行う場合は、
A4用紙に1枚あたり4スライドで印刷してください。)
- ※ 提出書類は、A4サイズ、2穴綴じとし、フラットファイル、紐綴じなど簡易な綴じ方で提出してください。
- ※ 提出後の追加、修正、差換え等は認めません。
- ※ 提出書類の(2)会社の状況～(19)実績・経営-3の電子ファイル（ワードファイル）をCD-R1枚に保存して提出してください。

12. プレゼンテーション・ヒアリング審査

企画提案の審査については、書面審査のほか企画提案書の内容に基づくプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行いません。

- (1) 実施日 令和5年2月12日（日）
- (2) 実施場所 市立四日市病院 研修センター 4階 多目的ホール
- (3) 説明者 3名以内で出席してください。
- (4) プレゼンテーション10分以内、ヒアリング30分程度

(プレゼンテーション用ソフトによるプレゼンテーション可。この場合、プロジェクターは病院で用意いたしますが、パソコン及びソフトはお持ちください。)

(5) その他詳細については、別途通知します。

13. 審査方法及び最優秀提案事業者の決定

提出された企画提案書とヒアリング結果をもとに、市立四日市病院コンビニエンスストア運営事業者選考委員会が評価基準に基づき審査・評価を行い、最優秀提案事業者を決定します。なお、最優秀提案事業者の運営形態がフランチャイズ運営であり参加構成が2者の場合は、2者からなる1参加事業者となります。

また、同得点の場合は、当該者のくじ引きにより決定します。

14. 審査結果の通知

審査結果は、令和5年2月14日(火)までに参加事業者全員に文書で通知します。

なお、審査内容に関する質疑には応じません。

15. 審査決定後の手続き

審査結果通知後、決定された最優秀提案事業者は病院の指定する期限までに、下記の書類を提出するとともに、店舗開設に伴う協議を病院と行うものとします。

なお、定められた期間内に最優秀提案事業者との協議が整わない場合は、あらためて次点者と協議を行うものとします。この場合において次点者が同点の場合は、該当者のくじ引きにより決定するものとします。

また、運営形態別に提出書類の対象者は次のとおりとします。

●ブランド運営の場合

- ・ブランド店の1者

●フランチャイズ運営の場合

(参加構成 チェーン本部及び加盟店の2者)

- ・チェーン本部及び加盟店の2者

(参加構成 チェーン本部の1者)

- ・チェーン本部の1者

(参加構成 加盟店の1者)

- ・加盟店の1者

(1) 発行後3ヵ月以内の国税の納税証明書(その3)及び地方税の納税証明書

(各税目に未納の税額がないことの証明) 各1部

(2) 発行後3ヵ月以内の商業登記簿謄本 1部

16. 契約の締結

最優秀提案事業者との協議が整った場合に、最優秀提案事業者は運営事業者として病院と賃貸借契約を取り交わします。

なお、運営形態別に契約者(運営事業者)は次のとおりとなります。

●ブランド運営の場合

- ・ブランド店の1者
- フランチャイズ運営の場合
 - (参加構成 チェーン本部及び加盟店の2者)
 - ・チェーン本部と加盟店の2者
 - (参加構成 チェーン本部の1者)
 - ・チェーン本部の1者
 - (参加構成 加盟店の1者)
 - ・加盟店の1者

17. 提出書類の取扱い

提出書類は返却いたしません。なお、提案書等の提出された書類は、四日市市情報公開条例に基づき公表する場合があります。

18. 応募に関する留意事項

(1) 応募の無効について

- ・提出書類等を提出期限までに提出しなかった場合
- ・提案内容に虚偽又は不正がある場合
- ・会社更生法の適用を受けるなど、履行が困難と認められる状態に至った場合
- ・選考審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
- ・その他不正な行為があった場合

(2) 募集要項等の承諾

応募者は、企画提案書の提出を持って募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

(3) 費用の負担

応募に関する費用の負担は、応募者の負担とします。

(4) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位について

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

(5) 書類の受付、問い合わせ等の対応について

土・日曜日、祝日には行いません。

(6) 参加資格確認申請書提出後の辞退について

辞退届（様式8）を提出してください。

19. 問合せ先

市立四日市病院 総務課

〒510-8567 三重県四日市市芝田二丁目2-3 7

電話 059-354-1111（内線）5211

Fax 059-352-1565

eメール byouinsoumu@city.yokkaichi.mie.jp